

令和4年 第14回 福岡市東区選挙管理委員会

9月20日(火)

【 議 題 】

- 1 議案第60号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について
- 2 議案第61号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について
- 3 議案第62号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
- 5 議案第63号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 6 議案第64号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 7 議案第65号 福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 8 議案第66号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

【 報 告 】

- 1 期日前投票所について

<次回以降日程>

委員会 令和4年10月25日(火)

議案第 60 号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 5 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 45 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 45 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 検察審査会法第 10 条の規定による。

第十条 (審査員候補者の選定)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

③ 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

検察審査員候補者予定者の選定について

1 検察審査会制度について

日本の刑事裁判では、検察官だけが被疑者を起訴するか不起訴にするかを定めることができる（起訴独占主義，起訴便宜主義）。そのため、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査する制度として、検察審査会制度がある。

国民の中から選ばれた検察審査員で構成する検察審査会において、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査し議決する。

なお、検察審査会が起訴相当の議決をしたにもかかわらず、検察官が再度不起訴処分とした場合に、検察審査会が再度起訴すべき判断をした場合には起訴議決を行い、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起することとなる。

2 検察審査員の選定について

(1) 検察審査員候補者予定者名簿の調製・送付

福岡検察審査会には福岡第一検察審査会と福岡第二検察審査会があり、両審査会の管轄区域である福岡市，宗像市，春日市，筑紫野市，糸島市，朝倉市などの26市区町村は、両審査会それぞれに対し、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、送付することとされている。

(2) 検察審査員・補充員の選定

検察審査員の選定は、各検察審査会の事務局が、市区町村選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿に記載された者を就任時期の異なる第1群から第4群（各群100人）に分け、資格調査を行ったうえ、くじにより常時11人となるよう、各群5～6人を選定している。また、検察審査員が欠けた場合に備えて、同数の補充員も選定している。

(3) 検察審査員の任期は6か月で、各群のくじの時期は次表のとおりである。

年 各群	4年		令和5年												令和6年				
	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
第1群 (5人)	(㊦) 12/28 まで			●		就任 時期	●												
第2群 (6人)				(㊦) 3/31 まで			●				●								
第3群 (5人)							(㊦) 6/30 まで			●			●						
第4群 (6人)										(㊦) 9/30 まで			●			●			

※ 上表の「●」は検察審査会の定例会で、3月，6月，9月，12月の年4回開かれる。

3 検察審査員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は検察審査員候補者予定者名簿に登載する者（＝検察審査員候補者予定者）を、毎年9月1日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき検察審査員候補者予定者の数（＝割当数）は、市区町村選挙管理委員会における6月1日現在の選挙人名簿登録者数に基づき、検察審査会事務局において決定され、市区町村選挙管理委員会に通知される。

<u>令和5年の東区における割当数</u>	<u>第一検察審査会</u>	<u>45人</u>
	<u>第二検察審査会</u>	<u>45人</u>

※（参考）一審査会当たりの東区の令和4年の割当数

	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
東区	12人	11人	11人	11人	45人

福岡第一検察審査会，福岡第二検察審査会とも同数

4 候補者予定者名簿の調製日程について

- 令和4年8月3日まで 6月1日現在選挙人名簿登録者数照会への回答
(区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局)
※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。
- 9月1日まで 令和5年候補者割当数(第1群～第4群)通知
(福岡第一及び福岡第二検察審査会事務局
→区選挙管理委員会)
- 9月19日まで 候補者予定者選定のためのくじの実施
(区選挙管理委員会事務局)
- 9月20日 区委員会会議
(候補者予定者名簿の調製の議決)
- 9月末日まで 候補者予定者名簿の送付
(区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局)
※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。
- ※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡第一及び福岡第二検察審査会からの依頼に基づき9月末日までに送付することとしている。

※参考（福岡検察審査会の管轄区域）

福岡第一検察審査会及び福岡第二検察審査会の管轄区域は、福岡、宗像、甘木の各簡易裁判所の管轄区域内の26市区町村であり、それぞれの簡易裁判所の管轄区域内の市町村は次のとおり。

- ・福岡簡易裁判所の管轄区域 福岡市(7区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、粕屋町、篠栗町、志免町、新宮町、須恵町、久山町)
- ・宗像簡易裁判所の管轄区域 宗像市、福津市
- ・甘木簡易裁判所の管轄区域 朝倉市、朝倉郡(筑前町、東峰村)

議案第 61 号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 5 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 登載する者の数 732 人
- 2 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根 拠)

・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条の規定による。

第二十一条 (裁判員候補者予定者名簿の調製)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

裁判員候補者予定者の選定について

1 裁判員制度について

裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度であり、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを目的としている。

(1) 対象となる事件

殺人，強盗致死傷，傷害致死，危険運転致死，現住建造物等放火，身代金目的誘拐，保護責任者遺棄致死等

(2) 裁判の体制

裁判の合議体は原則として「裁判官3人，裁判員6人」である。

(3) 裁判員の役割

裁判官とともに評議を行い，有罪・無罪を決定するとともに，有罪の場合は量刑判断も行う。評決は，裁判官を含めた多数決によるが，裁判官の1名以上が多数意見側であることが必要とされている。

2 裁判員の選任について

(1) 裁判員候補者予定者名簿の調製・送付

市区町村選挙管理委員会は，裁判員候補者予定者名簿を調製し，地方裁判所に送付することとされている。

(2) 裁判員候補者名簿の調製

地方裁判所は，裁判員候補者予定者名簿に基づき裁判員候補者名簿を調製し，裁判員候補者の資格調査を行う。裁判員候補者名簿は，翌年に実施される裁判員裁判向けに毎年調製されるため，有効期限は1月1日から12月31日までの1年間である。

(3) 裁判員・補充裁判員の選任

地方裁判所では裁判員による裁判の6週間前にくじを実施し，くじで選ばれた者に質問票を送付して辞退事由の有無等を確認したうえで，その裁判の裁判員を選任する。また，地方裁判所は，必要に応じて裁判員の数を超えない範囲で補充裁判員を選任する。

3 裁判員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は裁判員候補者予定者名簿に登載する者（＝裁判員候補者予定者）を，毎年9月1日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき裁判員候補者予定者の数（＝割当数）は，市区町村選挙管理委員会における6月1日現在の選挙人名簿登録者数に基づき，地方裁判所において決定され，市区町村選挙管理委員会に通知される。

・令和5年の東区における裁判員候補者割当数 732人

※令和4年の東区における裁判員候補者割当数は910人

4 候補者予定者名簿の調製日程について

令和4年8月3日まで 6月1日現在選挙人名簿登録者数照会への回答
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

9月1日まで 令和5年候補者割当数通知
(福岡地方裁判所→区選挙管理委員会)

9月19日まで 候補者予定者選定のためのくじの実施
(区選挙管理委員会事務局)

9月20日 区委員会会議
(候補者予定者名簿の調製の議決)

9月末日まで 候補者予定者名簿の送付
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡地方裁判所からの依頼に基づき9月末日までに送付することとしている。

※ 福岡県内で裁判員裁判が行われる裁判所は、福岡地方裁判所及び福岡地方裁判所小倉支部の2箇所となっている。

議案第62号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

移替えを延期する期間

令和4年10月18日から令和4年11月20日まで

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

第十七条（登録の移替え）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

議案第63号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月5日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項、第65条の13第1項による読替後の第53条第1項の規定による。

第五十三条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。（略）

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

第五十九条の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

法第四十九条第二項に規定する選挙人は、（略）選挙の期日前四日まで
に、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員
長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証
明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる
る。

- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票
用封筒の請求を受けた場合において、（略）投票用封筒の表面に当該選挙
の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受け
た場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選
挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙
人に郵便等をもつて発送しなければならない。

議案第64号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月4日

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

第五十九条の五の四（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。（略）

議案第65号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月5日

(根拠)

- ・議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令
第一条 特定患者等選挙人(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。次項及び第三項において同じ。)は、請求の時ににおいて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名(点字によるものを除く。以下この項において同じ。)をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して(法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により)、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及

び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第66号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

福岡市東区箱崎二丁目54番1号
福岡市東区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決 公職選挙法第49条の規定による。

第四十九条（不在者投票）

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

(略)

※前条第一項の規定

第四十八条の二（期日前投票）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（略）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産じょくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

報告事項 1

期日前投票所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において、下記の商業施設に期日前投票所を設置するもの。

なお、商業施設での期日前投票所の設置は福岡市では初めてとなる。

記

1 場所・期間等

場所	期間	時間	投票できる方
イオンモール香椎浜	11月12日(土)～ 11月19日(土)	10:00～19:00	東区の選挙人名簿に登録されている方
イオンスタイル笹丘			中央区・城南区の選挙人名簿に登録されている方
木の葉モール橋本			早良区・西区の選挙人名簿に登録されている方
ららぽーと福岡	11月15日(火)～ 11月19日(土)		博多区・南区の選挙人名簿に登録されている方

2 有権者への周知

投票所入場整理券への記載、ホームページ、施設内の掲示物などで周知

期日前投票所 位置図

1 イオンモール香椎浜(東区香椎浜三丁目12番1号)【投票できるのは東区の選挙人】



2 イオンスタイル笹丘(中央区笹丘一丁目28番74号)【投票できるのは中央区・城南区の選挙人】



3 木の葉モール橋本(西区橋本二丁目27番2号)【投票できるのは早良区・西区の選挙人】



4 ららぽーと福岡(博多区那珂六丁目23番1号)【投票できるのは博多区・南区の選挙人】



期日前投票所の設置状況（令和4年11月20日執行 福岡市長選挙）

区分	期日前投票所	所在地	設置期間
全区	市役所 1階市民ロビー	中央区天神一丁目8番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
東区	東区役所別館 3階301会議室	東区箱崎二丁目54番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	なみきスクエア 1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後8時
	イオンモール香椎浜 2階イオンホール ※今回増設	東区香椎浜三丁目12番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
博多区	博多区役所 1階多目的スペース	博多区博多駅前二丁目8番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	さざんびあ博多 1階市民ロビー	博多区南本町二丁目3番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後8時
	ららぽーと福岡 1階メディアパーク ※今回増設	博多区那珂六丁目23番1号	11月15日(火)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
中央区	中央区役所 3階大会議室	中央区大名二丁目5番31号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 3階多目的ホール ※今回増設	中央区笹丘一丁目28番74号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
南区	南区役所 2階大会議室	南区塩原三丁目25番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	福翔高等学校セミナーハウス 1階研修室	南区野多目五丁目31番1号	11月12日(土)・11月13日(日) 午前10時～午後6時
	ららぽーと福岡 1階総合案内所横 ※今回増設	博多区那珂六丁目23番1号	11月15日(火)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
城南区	城南区役所 3階大会議室	城南区鳥飼六丁目1番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 3階多目的ホール ※今回増設	中央区笹丘一丁目28番74号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
早良区	早良区役所 2階大会議室	早良区百道二丁目1番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	早良区役所入部出張所 2階保健相談室	早良区東入部二丁目14番8号	
	木の葉モール橋本 1階会議室(ATMコーナー横) ※今回増設	西区橋本二丁目27番2号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
	板屋活性化施設	早良区大字板屋353番地1	11月14日(月) 午前11時～午後2時
西区	西区役所 3階大会議室A・B	西区内浜一丁目4番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	西区役所西部出張所 2階202会議室	西区西都二丁目1番1号	
	木の葉モール橋本 1階会議室(ATMコーナー横) ※今回増設	西区橋本二丁目27番2号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
	愛宕浜公民館小呂分館	西区大字小呂島61番地1	11月15日(火) 午前11時～午後2時
	玄界公民館	西区大字玄界島21番地3	11月15日(火) 午後2時～午後7時30分